

市区町村名	愛媛県松野町	担当部署	総務課
		電話番号	(0895) 42-1111

1 取組事例名

住民との協働のまちづくり

2 取組期間

平成 16 年度～（継続中）

3 取組概要

人身緑化の精神を基本に、自然の恵みに感謝し心豊かに生きることのできる「森の国」というふるさとを確立する。小さいからこそすべての人々が互いに理解し協力しあって生き生きと活躍し、安心して暮らすことのできる美しいふるさと「森の国」まちづくりを目指すもの。

4 背景・目的

平成 17 年 11 月、町の最上位計画として位置付けている松野町第 4 次長期計画（平成 17 年度～平成 26 年度）を策定し、そのなかで町内 10 地区において、行政と協働により地域の課題などの現状分析を行い、将来あるべき姿を示した「地域計画」を定めたところである。

また平成 27 年度において、町を取り巻く環境や直面する課題の変化に対応するため、新たに松野町第 5 次長期計画（平成 27 年度～平成 36 年度）を策定するとともに、計画期間が終了した地域計画についても、前計画の成果を検証するとともに、今後の集落機能の保持、継続していく上での新たな地域課題等に目を向けた、見直しを行っている。

5 取組の具体的内容

○平成 16 年度

第 4 次長期計画における地域計画策定にあたり、町内 10 地区において地区協議会（5 回程度）開催。
※事務局担当として、地元役場職員 2 名を配置し、計画立案等に携わる。

○平成 17 年度

第 4 次長期計画及び地域計画（平成 17 年度～平成 26 年度）策定

○平成 22 年度

- ・計画策定後、5 年経過したことに伴い、事業の進捗状況の確認及び地域計画のローリングを実施。

○平成 22 年度～

- ・協働のまちづくり事業補助金を創設し、活動支援を開始。

【対象事業】

- (1)まちづくり事業：地域資源を活用した事業、地域振興のためのイベント事業、地域の環境美化・保全事業、地域の定住促進に資する事業
- (2)ひとづくり事業：地域の担い手・人材を育成する事業、伝統・文化を継承する人材を育成する事業、地域間交流事業
- (3)地域計画推進事業：地域計画に定めた事業

○平成 24 年度～

まちづくり委員会条例制定。公募委員 2 名を含む 19 名のまちづくり委員（定員 20 名）を委嘱。年 4 回程度開催。

○平成 27 年度

第 5 次長期計画における地域計画策定にあたり、町内 10 地区において地区協議会（5 回程度）開催し、平成 28 年 3 月に策定。

※事務局担当として、地元役場職員 2～3 名程度配置し、計画立案等に携わる。

○平成 28 年度

協働のまちづくり事業補助金において、これまで 10 万円を補助限度額としていたが、地域計画推進事業分については、補助限度額を 20 万円に拡充。

6 特徴（独自性・新規性・工夫した点）

地域計画を策定するにあたり、地元出身の職員が地区協議会に参加し、事務的な支援を行うことで、地域づくりを進めるにあたって、行政と住民による協働体制が確立した。

平成 28 年度に協働のまちづくり事業補助金交付要綱を一部改正し、これまで 10 万円を補助限度額としていたが、地域計画推進事業分については、補助限度額を 20 万円に拡充した。[補助率 10/10、H28 予算額 3,000 千円（H27 予算額比較+2,000 千円・+200%）]

7 取組の効果・費用

地域住民自らが参画して策定した「地域計画」に基づき、里道改修や農業用水路修理、案内標識の設置等のハード事業をはじめ、環境保全美化活動、伝統行事の継承活動、健康づくり教室、世代間交流事業等、地域イベントを開催し、地域の特色ある活動が展開されている。

特に、蕨生奥内地区では商工会と連携して、農閑期に棚田百選に指定されている「奥内の棚田」にコスモスを植栽し、地元料理を楽しむツアーを企画し、松山方面から観光客を誘致し、観光交流人口の増加に貢献している。

平成 24 年度にはコミュニティビジネス講座を受講した農家のおばちゃんたちによるバイキンググループが発足し、道の駅虹の森公園レストランにて、月 2 回、地元食材を活用した郷土料理を提供する「おかあさんレストラン」を開店し、現在も継続されており、町内外から多くの方が足を運んでいる。

また、NPO 法人等がグリーンツーリズム(H28 農家民宿件数・10 件)や足摺宇和海国立公園滑床溪谷内では、リバースポーツ・キャニオニングなど新たな事業が展開され、観光交流人口の増加・地域活性化が図られている。

8 取組を進めていく中での課題・問題点（苦労した点）

- ・高齢化の進展に伴い、地域づくりのリーダーの高齢化により、後継者の育成・人材育成を図る必要がある。
- ・住民ニーズが多様化する中、補助対象事業の可否について、公共性や政教分離の観点から判断が難しい場合がある。

9 今後の予定・構想

・計画策定後、一定の期間が経過した後には、事業の進捗状況の確認、検証及び地域計画のローリング等を実施する必要がある。

・協働のまちづくり事業補助金については、複雑多様化する住民ニーズに対応するため、地域住民・団体が活用しやすい補助金として、より一層定着化させていくとともに、検証のなかで基準等の精査を行っていく必要がある。

10 他団体へのアドバイス

それぞれの地域が特徴を活かし、自主性、主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、魅力あふれるまちづくりを進めていく上で、これまでの行政主導のハード優先のまちづくりから、住民との協働によるソフト重視のまちづくりにシフトすることが要求されている。

本町では平成 24 年度にまちづくり委員会条例を制定し、現在公募による委員 2 名を含む 20 名の委員を委嘱し、年間 4 回程度の委員会を開催し、その委員会を中心に、地域住民の意見を集約、反映し、町や地域にとって真に必要な事業を選択して計画的に実施するなど、住民との協働によるまちづくりを展開している。

今後もこのまちづくり委員会を中心に、誇りと愛着の持てる「森の国」協働のまちづくりを推進する。